(3)　行為の施行方法を明らかにした縮尺１：1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図（立面図に彩色したものでも可）
(4)・(5)　（略）
(6)　その他、行為の施行方法の表示に必要な図面（構造図等）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省、経済産業省、環境省令第二号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第十四条及び第十五条第三項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
環境大臣　伊藤信太郎

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令（平成十三年農林水産省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（自動公衆送信により公衆の閲覧に供する必要のない場合）	（新設）
第八条の二　法第十四条に規定する主務省令で定める場合は、常時使用する従業者の数が四人以下である場合とする。	（新設）
（閲覧に供する方法）	（料金の公示方法）
第八条の三　法第十四条の規定による公衆の閲覧は、別記様式の登録再生利用事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	**第九条**　法第十五条第三項の規定による再生利用事業に係る料金の公示は、法第十一条第一項の登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に掲示することにより行わなければならない。
（料金の公示方法）	（新設）
第九条　法第十五条第三項の規定による再生利用事業に係る料金の公示は、法第十一条第一項の登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に掲示するとともに、登録再生利用事業者が常時使用する従業者の数が四人以下である場合を除き、法第十四条に規定する電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供することにより行わなければならない。	
２　前項の規定による公衆の閲覧は、登録再生利用事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。